



2021年5月14日

各位

会社名 株式会社コパ・コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 吉村 泰助
(コード番号：7689 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 馬場 洋和
(TEL：03-5724-4302)

決算期の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2021年6月25日開催予定の第23期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期を変更すること及び定款の一部変更することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、事業の繁忙期と決算期の重複を避けることで事業運営の効率化を図ることを目的として、事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日までに変更いたします。

2. 決算期変更の内容

現在：毎年3月31日

変更後：毎年2月末日

決算期変更の経過期間となる第24期事業年度は、2021年4月1日から2022年2月28日までの11か月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

2022年2月期（第24期）の業績見通しにつきましては、2021年5月14日付け「2021年3月期決算短信」にて公表のとおりです。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

決算期の変更に伴い、定時株主総会の基準日を毎年2月末日に、中間配当の基準日を毎年8月31日に、それぞれ変更するものであります。また、事業年度の変更にかかる経過的な措置として、第24期事業年度は、2021年4月1日から2022年2月28日までの11か月間となるため、第40条（事業年度にかかる経過措置）を設けるものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。(現行定款中変更のない条文の記載は省略してあります。)

(下線部分は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日</u>とする。</p> <p>第6章 計算 (事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第37条 当会社の期末配当の基準日は、<u>毎年3月31日</u>とする。 ② (条文省略)</p> <p>(中間配当) 第38条 当会社は、取締役会の決議によって<u>毎年9月30日</u>を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年2月末日</u>とする。</p> <p>第6章 計算 (事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、<u>毎年3月1日から翌年2月末日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第37条 当会社の期末配当の基準日は、<u>毎年2月末日</u>とする。 ② (現行どおり)</p> <p>(中間配当) 第38条 当会社は、取締役会の決議によって<u>毎年8月31日</u>を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>(事業年度変更にかかる経過措置) 第40条 <u>第36条(事業年度)の規定にかかわらず、第24期事業年度は2021年4月1日から2022年2月28日までの11か月とする。</u> <u>なお、本条は、第24期事業年度終了後、これを削除する。</u></p>

(3) 日程

第23期定時株主総会 2021年6月25日

定款の効力発生日 2021年6月25日

以上